

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成27年5月14日

世田谷区

1 業務の概要

(1) 件名

プレミアム20%付わくわく区内共通商品券発行事業
消費喚起効果測定調査委託

(2) 業務内容

世田谷区(以下「区」という。)は、国の交付金(地域活性化・地域住民生活等支援交付金)を活用し、27年度にプレミアム付区内共通商品券発行事業を実施する予定である。

国は交付金を活用するにあたり、プレミアム付区内共通商品券発行事業の消費喚起・誘発効果を測定するため利用者アンケート等を実施することが望ましいという方針を示している。

そこで区は、プレミアム付区内共通商品券発行事業を実施するにあたり、合わせて消費喚起・誘発効果測定調査を実施し、事業を実施したことでの地域への消費喚起効果、地域経済の活性化の効果を調査する。

(3) 履行期間

平成27年7月上旬から平成28年2月29日まで

2 参加資格

次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 参加表明書提出期限日現在、世田谷区の競争入札参加資格を有し、「市場・補償鑑定関係調査業務」の共同運営格付がA～Bであること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 都道府県民税・市民村民税に滞納がないこと

3 提案書の提案者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 実施体制
- (2) 類似業務の実績
- (3) 業務内容に対する理解度
- (4) 業務内容に対する企画提案

(5) 見積内容の妥当性

5 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区産業政策部商業課商業係 担当 榎本、新井

住所：〒154 - 0004 世田谷区太子堂2 - 16 - 7三軒茶屋分庁舎4階

電話：03 - 3411 - 6667

E-mail：SEA01004@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成27年5月14日(木)～5月28日(木)午後4時まで

場所及び方法：上記(1)の担当所管課にて配布

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

期限：平成27年5月28日(木)午後4時まで

場所：上記(1)に同じ

方法：持参に限る

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

期限：平成27年6月19日(金)午後4時まで

場所：上記(1)に同じ

方法：持参に限る

6 その他

(1) 提案書作成に要する費用は参加者の負担とする。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約保証金 免除

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 提案書の提出後に2の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

(6) 関連情報入手するための照会窓口 上記5(1)と同じ

(7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(8) 提出された参加表明書及び提案書は返還しない。

(9) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。

(10) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。

(11) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方(受託者)との随意契約により締結する予定の有無 「無」

(12) 詳細は説明書による。